トルコ: トルコ企業と合弁

中東ニューズレター 2022 年 11 月 22 日

執筆者:
E-mail✉ 廣澤 太郎 E-mail✉ 田中 栄里花

1. 概要

日本企業がトルコに進出する方法として、前回説明したトルコ企業との M&A のほかに、現地企業のノウハウやネットワークを活用するため、現地企業との間で合弁会社を設立することも多いです。

トルコ法上、合弁の形式について規制はないため、合弁会社(株式会社・有限会社いずれも可能)を設立・運営するほか、プロジェクト単位で合弁事業を行うこともできます。また、トルコ商法には合弁事業に関する明示的な規定は存在しませんが、債権法において、ordinary partnership という概念があります。ordinary partnership とは、「2 人以上の者が共通の目標に到達するために労力や財貨を結合することを約束する契約」と定義されています(債権法 620 条)。ordinary partnership では、独立したエンティティを設立することなく契約上のパートナーシップを構築することができるため [1]、比較的短期間のプロジェクトに用いられています。

2. 合弁会社の設立及び運営

トルコにおいて、メディアや航空業界等の一定のセクターを除いて外資規制は存在せず、外資企業は内資企業と同様の権利が認められているため、合弁会社の設立についても、外資企業は内資企業と同様に、50:50 やマイノリティ又はマジョリティ出資のいずれの形態についても、自由に合弁会社を設立することができます。

合弁会社設立に際して許認可の取得等も不要です。もっとも、外資企業が関与する合弁会社を設立する場合には、株式資本の払込から 1 か月以内に、財務省外国投資局に資本金の払込額について届出を行う必要があります。

なお、合弁会社の設立にあたっても、トルコ国内で単独で会社を設立する場合と同様の手続が必要になります [2]。トルコ国内における会社設立については、本連載の第 2 回をご参照ください。また、一部のセクターを除き、合弁会社の株主や取締役に法定の資格要件(年齢や人数制限等)は存在しません。なお、有限会社の場合は、単独で会社を設立する場合と同様に、社員の数は 50 名以下にする必要があります。

また、合弁会社の設立により、トルコ競争法上の売上高基準 [3]を超える場合には、M&A 取引と同様に、トルコ競争法委員会に対して事前届出を行う必要があります。もっとも、上記の届出が必要になる場合とは、合弁会社が親会社から完全に独立している場

---

1 もっとも、独立したエンティティが存在しないため、各契約当事者は、第三者との関係で当該パートナーシップに生じるあらゆる権利義務関係の直接当事者となり、各当事者は、パートナーシップから生じる債務について連帯責任を負うことになります。

2 会社設立に伴う登記手続において合弁契約書の提出は不要です。

3 (a)当事会社全ての国内の売上高が合計 1 億トルコリラ(約 7 億 8530 万円)を超え、かつ当事会社のうち少なくとも 2 社の国内売上高がそれぞれ 3000 万トルコリラ(約 2 億 3556 万円)を超える場合、又は(b)当事会社のうち 1 社の全世界売上高が 5 億トルコリラ(約 39 億 2650 万円)を超え、かつ、他の当事会社の少なくとも 1 社の国内売上高が 3000 万トルコリラ(約 2 億 3556 万円)を超える場合

© Nishimura & Asahi 2022

合（full -function joint venture）に限られています。合弁会社の独立性の考慮要素としては、①独立して運営するために必要な財源を有し、②親会社のための機能以外の目的を持ち、③設立期間以外で親会社に取引を依存せず、④無期限に運営するために設立された会社であることが挙げられます。

3. 合弁契約・株主間契約

合弁会社を設立する場合、合弁パートナーとの間で合弁契約や株主間契約を締結することになります。日本や他の国と同様に、合弁契約又は株主間契約では、主に、①合弁会社のガバナンスに関する事項、及び②株式又は持分譲渡に関する事項を規定します。

(1) ガバナンスに関する事項

合弁会社のガバナンスに関しては、各パートナーが、合弁会社の経営についてどこまで関与するかを定める必要があります。マジョリティで出資をする場合は、基本的にマジョリティ出資者の意向により合弁会社の意思決定を行うことができますが、議決権や配当権、トルコ法上で各株主に認められている権利をマジョリティの決議により制限することは認められていません。また、株式資本の 10%以上を有する株主については、株主総会招集権や議案提出権等の一定の権利が認められており、これにより会社経営に関与する機会が確保されています。

株主総会の普通決議の決議要件は基本的に過半数とされていますが、定款において決議要件につき加重することはできます（軽減することはできません）。

株主総会の主な決議要件は以下のとおりです。

普通決議 [4] (出席社員の過半数)	・ 取締役の選解任 ・ 取締役の報酬の決定 ・ 配当の分配 ・ 会社の財務諸表の承認 ・ 独立監査人の任命 ・ 取締役の競業取引の承認 ・ 取締役と会社との取引についての承認
出席株主の過半数 [5]	・ 増資を含む定款の変更
出席株主の 3 分の 2 以上 [6]	・ 組織変更 [7]
株式資本の 60%以上 [8]	・ 再生型清算(turning around liquidation) ・ 優先引受権の制限
出席株主の 4 分の 3 以上 [9]	・ 合併 ・ 分割 [10]

4 普通決議の定足数は、株式資本の 25%です。

5 定足数は株式資本の 50%です。

6 定足数は、株式資本の 3 分の 2 です。

7 組織再編のうち、(a)株式会社から有限会社への変更であり、株主の引受が増加する場合、あるいは(b)株式会社から組合(cooperative)への変更である場合には、定足数要件及び決議要件は株式資本の 100%となります。

8 定足数は、株式資本の 60%です。

9 定足数は、株式資本の 50%です。

10 分割により株式保有比率が変更になる場合には、分割の決議には株主の 90%以上の賛成を要します。

© Nishimura & Asahi 2022

株式資本の 75%以上 [11]	・ 会社の事業目的の変更 ・ 優先株式の設定 ・ 株式譲渡制限の設定 ・ 減資 ・ 清算 ・ 重要な資産の売却 ・ 債務証書の発行又はそれに関連する取締役会への権限の付与
株式資本の 100%[12]	・ 貸借対照表の損失補填のための株式引受の増加 ・ 会社の国籍の変更

社員総会においては、原則として出席社員の過半数の賛成(定足数の規定なし)をもって決議がなされますが(定款で加重可能)、事業目的の変更や解散、優先株式の設定、株式譲渡制限の設定等の一定の事項については、議決権の 3 分の 2 以上を有する社員が出席し、その議決権の過半数の賛成が必要とされています。また、減資を行うには資本金の 75%以上を有する社員の賛成が、合併や分割を行うには、全社員の 75%以上の賛成(ただし、当該賛成社員が資本金の 75%以上を出資している場合に限る)が必要とされています。

(2) 株式・持分譲渡に関する事項

合弁契約又は株主間契約において、株式又は持分の譲渡制限に関する取り決めを行うことができます。株式会社において、記名株式については定款で自由に制限を設けることができますが、無記名株式については、株式譲渡制限を設けることが認められていないため、定款において株式譲渡に関する制限を設ける際には留意が必要となります。他方、有限会社においては自由に株式譲渡制限を設けることができます。

(3) 合弁の終了

合弁関係の解消方法(エグジット)としては、株式譲渡が一般的です。また、株式譲渡に加えて、トルコ商法上、会社株式の 90%以上を保有する株主は、少数株主が会社に対して信義則に反する行為や迷惑行為を行った場合、当該少数株主に対して株式の売渡しを請求することができます。そのほか、合併手続の中で少数株主の株式を買い取ることもできます。他方で、有限会社においては、定款の定めに従い [13]、社員総会決議により特定の社員から持分を買い取ることができます。

また、上記のとおり当事者において自主的に合弁契約を終了させることに加えて、合弁会社の破産等の場合には、合弁関係は自然に終了することになります。

(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail

[11] 定足数は、株式資本の 75%です。

[12] 定足数は、株式資本の 100%です。

[13] 定款に定めがない場合であっても、競業禁止義務違反や誠実義務違反等が認められる場合には、有限会社は裁判所に対して、当該社員からの持分買取を請求することができます。

© Nishimura & Asahi 2022